

熊本県新型コロナウイルス感染症対応雇用維持奨励金 Q & A

■「雇用維持奨励金」関係

No	質問	回答
1	電子申請やメールでの申請はできますか。	郵送でお願いします。
2	申請した場合、いつ頃もらえますか。	支給時期については、申請書を受理してから速やかに審査を行い、可能な限り早急に手続きを進めたいと考えています。
3	現金でもらえますか。	口座振り込みのみとなりますので、現金での支給はできません。
4	雇用調整助成金の支給決定通知書が2枚ありますが、2回申請できますか。	1事業主10万円（定額）を支給する制度ですので、申請は1回限りです。
5	従業員に国の休業支援金を申請させているが、奨励金の対象になりますか。	国の休業支援金の申請有無に関わらず、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金を受給している場合は、対象となります。
6	奨励金の使途は限定されますか。	新型コロナの再拡大による雇用への影響の長期化の中で、雇用維持を奨励するものですので、使途の限定はありません。
7	奨励金は課税の対象となりますか。	対象となりますので、決算報告や確定申告時などに申告が必要となります。
8	県内の複数の支店がそれぞれ雇用保険の適用事業所の認定を受けている場合、奨励金も複数受給できますか	今回の奨励金は「事業主」に対し支給するため、複数受給はできません。

■「雇用調整助成金」関係

No	質問	回答
1	自分は雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）をもらえますか	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響で事業規模の縮小を余儀なくされ、従業員を休業させる場合で、休業手当の支給を行う場合対象となるものです。 ・細かな要件等がありますので、詳しくは熊本労働局へお尋ねください（096-312-0086）。 ・また、県では申請書作成等の支援を行うため、アドバイザーとして社会保険労務士を派遣する制度がございます。派遣を希望される場合は、委託先（社会保険労務士会）へお申し込みください。（問合せ先：0120-45-1124、派遣申込書は県のホームページ参照）